

# 法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価料金規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」（以下「規程」という。）に基づき岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

## (評価料金)

第2条 申請者は、別表1に定める評価料金を支払うこととする。なお、別表1に明記されていない評価料金については、別途協議により決定する。

## (評価料金の収納)

第3条 申請者は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金またはセンターの指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

- 2 申請者とセンターは、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。
- 3 銀行振込による場合、振込に要する費用は申請者の負担とする。

## (評価料金の返還)

第4条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## (その他)

第5条 その他特別な事由により、別表1によらない場合は、別途センターと協議のうえ定める額とする。

(附則) この規程は平成28年 4月 1日より施行する

## 別表1

種 別	(消費税を含む) (単位は円)	
	評価料金	評価料金 (変更)
単独審査	34,560	17,280
設計評価、長期優良住宅、低炭素等併用	10,800	5,400
再発行	1,080	